平成30年北海道胆振東部地震災害義援金の配分基準見直しについて

北海道災害義援金配分委員会事務局

北海道義援金配分委員会を令和元年（2019年）11月15日に開催し、次のとおり配分基準の見直しを行う旨、決定しました。

1　配分基準（一部損壊）の見直しの背景

札幌市を中心に一部損壊に係る被害報告件数が急増したため、現行の基準額（第3次配分）による配分が困難となる見込みであることから、限りある義援金の範囲内で配分するため、基準額の見直しを行います。

2　第4次配分の内容

令和元年（2019年）9月1日以降、市町村から報告のあったものについて、次のとおり配分します。

被害区分		配分基準		備考
人的被害	死亡者	1人あたり	1,000,000円	3次配分と同額
	重傷者	1人あたり	500,000円	3次配分と同額
住家被害	全壊	1世帯あたり	1,000,000円	3次配分と同額
	半壊	1世帯あたり	500,000円	3次配分と同額
	一部損壊	―		※第5次配分（最終）で決定

3　第5次配分（最終）

・一部損壊のみ配分します。
・配分額については、第4次配分確定後の残額を、令和元年（2019年）9月1日以降、令和2年（2020年）1月31日までに市町村から報告のあった被害数で割り返し算定の上、配分します。
・配分時期は、義援金募集期間終了後となる予定です。

4　参考

北海道災害義援金配分委員会における配分基準の見直しを踏まえ、今後、関係市町村（令和元年（2019年）9月以降に被害申請を受け付けた市町村）が、義援金配分委員会を開催するなど、市町村において、被災された方へ配分する基準額を決定することとなります。

※ これまでの配分状況（第3次配分・追加配分4回目まで配分）

（単位：円）

振興局名	No.	市町村名	配分額（累計）
空知	1	夕張市	100,000
	2	美唄市	700,000
	3	三笠市	1,800,000
	4	南幌町	800,000
	5	由仁町	1,300,000
	6	長沼町	2,800,000
	7	栗山町	2,100,000
	8	沼田町	100,000
石狩	9	札幌市	1,847,500,000
	10	江別市	36,800,000
	11	千歳市	33,300,000
	12	恵庭市	11,100,000
	13	北広島市	123,200,000
	14	石狩市	12,400,000
	15	新篠津村	100,000
後志	16	小樽市	1,900,000
	17	岩内町	100,000

（単位：円）

振興局名	No.	市町村名	配分額（累計）
胆振	18	室蘭市	2,100,000
	19	苫小牧市	48,600,000
	20	登別市	4,400,000
	21	白老町	400,000
	22	厚真町	735,600,000
	23	洞爺湖町	100,000
	24	安平町	605,400,000
	25	むかわ町	497,300,000
日高	26	日高町	76,700,000
	27	平取町	14,500,000
	28	新冠町	500,000
	29	新ひだか町	5,000,000
渡島	30	函館市	600,000
	31	森町	300,000
十勝	32	帯広市	700,000
	33	士幌町	500,000
合計		33市町	4,068,800,000